

10. 資 料

【自治会加入促進基本綱領】

(自治会活動は、会員のより良い生活のため)

1. 自治会への加入及び活動への参画は、自治会住民が自主的、主体的に、かつ心豊かに行うものであり、居住する地域及び自治会を住みやすくし、安心・安全な生活環境を創出するために必要不可欠であり、大変重要なことです。

(自治会員間の尊重し合う心を醸成するため)

1. 自治会員は、上下関係を有するものではなく、思いやりと相互理解の精神をもって信頼関係を築き、互いを尊重し活動しましょう。

(加入促進及び勧誘活動は単位自治会が主体的に取り組む)

1. 自治会への加入促進及び勧誘活動は、自治会活動の基本的かつ根幹をなす活動であり、各自治会が責任を持って、積極的に取り組みましょう。

(地区自治会協議会、自治会連合会及び関係機関との連携)

1. 地区自治会協議会及び自治会連合会は、各自治会の加入促進及び勧誘活動を支援し、情報の共有化や水平展開、行政をはじめとする関係機関との連携を強固に各種支援策を推進します。

附 則

この綱領は、令和4年2月17日から施行する。

【自治会加入促進特別委員会規約】

(目的)

第1条 本会は、本市における自治会への加入促進を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、自治会加入促進特別委員会と称する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会への加入促進に関する調査・研究及び事業の企画
- (2) 宅建業協会との意見交換会について企画・運営
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員の選任)

第4条 委員は各地区自治会協議会の推薦により、地区代表者1名を選任する。

2 鹿沼市自治会連合会会长を本会の顧問に選任する。

(役員)

第5条 会には次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 執行委員 若干名

2 委員長、副委員長、執行委員は委員の互選により決定する。

(役員及び委員の職務)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を執行及び統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 執行委員は、委員長及び副委員長と共に、本会の事業方針及び運営方法について協議する。
- 4 委員は、本会の事業実施及び目的の推進にあたる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第8条 委員会及び執行委員会の開催は、委員長が招集する。

2 委員会を招集するときは、委員（執行委員）に対し、会議の目的たる事項、その内容並びに日時、場所を示して開催の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(運営)

第9条 委員会はその構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第10条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(報告)

第11条 委員会の経過並びに結果は、三役会、理事会に報告し、諮問するものとする。

附 則

1 本規約は令和3年11月29日から施行する。

2 本会の設立初年度の委員の任期は、第7条第1項の本会発足時の任期は令和5年度自治会連合会総会までとする。